



上川路会計通信



税理士法人 上川路会計

- 本店 下荒田事務所
- 支店 名山町鹿児島ビル事務所
- 支店 甲南永山事務所



第281号

代表
上川路 長生

ごあいさつ

球春満開

“春一番”が吹き三寒四温を繰り返して、春はそこまで来ています。南国奄美では緋寒桜が満開で濃いピンクの花の蜜を求めて、集まってきたメジロの可憐な姿が見れました。田んぼや畑の周りにはフキノトウが芽吹き、春の気配が漂っていました。霧島市隼人の鹿児島神宮で、五穀豊穡や畜産奨励などを願った伝統行事『初午祭』がありました。鈴や花飾りなどをまとった馬や踊り連が一带を練り歩き華やいで、3年ぶりに人数制限がない通常開催となった祭は、多くの見物人で盛り上がりを見せていました。

鹿児島の早春の風物詩となった県下周駅伝大会は、節目の70周年を迎えました。2月18日から5日間、県内12チームの中学生から社会人までの代表選手262人が、53区間583キロを世代を越えて心をつなぎゴールを目指しました。コロナ禍で自粛を呼びかけてきた沿道での応援は解禁されて、地域に明るさを届けた大会となりました。

3年以上続く新型コロナウイルスの感染対策で、最も定着したのがマスクでした。政府は新型コロナ禍から平時に戻す象徴として、“脱マスク”の時期を探ってきました。政府はマスクの着用を、3日13日から個人の判断に委ねることを決めました。今春の卒業式や入学式の式典はマスクを着けずに参加することが容認されたのです。

バイデン大統領は2月20日、ウクライナの首都キーウを電撃訪問し、『あれから1年が経過した。ウクライナは健在で民主主義も健在。米国はあなたたちと共にある』と米国の対ウクライナ支援は揺るぎないと訴えました。ロシアによる全面侵攻開始から2月24日で1年を迎え、米国内でも支援の持続に疑問視する声があがる中で、米国のゼレンスキー政権の確固たる支持と西側諸国の連帯を、効果的にアピールする絶好の機会となった訪問でした。

米サウスカロライナ州沿岸上空で中国のスパイ気球（偵察気球）が、米軍機のミサイルで撃墜されました。『今こそ米中対話すべし』という論議は空しく、世界は中国との付き合い方を警戒して劇的に変えつつあります。米国本土に飛来した中国の偵察気球と似た飛行物体が日本国内で確認されたとして、日本政府は急遽分析をはじめました。気球は霧島市や薩摩川内市でも目撃の情報があって、

目次

| | |
|-------------------------|-------|
| ごあいさつ “球春満開” | …1P |
| 税務カレンダー | …2P |
| 2023年3月・4月の経理・税務チェックリスト | …3P |
| 会計・税務のQ&A! | |
| “経営者保証改革プログラム” | …4・5P |
| 電子納税証明書(PDF)の請求がさらに便利に! | …6P |
| 上川路会計からのお知らせ | …6P |
| 第40回 KMCセミナー(福祉)のご報告 | …7P |
| 第20回 KSCセミナー 接遇セミナーのご案内 | …7P |
| 職員コラム 今月の担当: 島中 拓郎 | …7P |
| 随想 “『楽しいアカウントビリティ』 | |
| 上川路 美恵野” | …8P |

平和ボケした国民への警鐘乱打となりました。

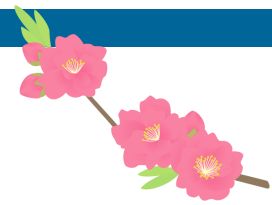
2月7日、政府や関係団体は『北方領土返還要求全国大会』を東京都内で開き、北方四島について不法占拠されて77年間今日に至ったことを、非難するアピールを採択しました。昨年2月以降のウクライナ侵攻を見るまでもなく、ロシアは領土に対して一歩も引かぬ過酷な要求を突きつけていて、アピールは遅きに失したと言えそうです。

東京オリンピック・パラリンピックを巡る談合事件は、2月28日広告のイベント6社を独占禁止法違反で、東京地検特捜部が起訴しました。業界の共存共栄のため、電通を中心に受注調整が行われたと結論づけました。スポーツの祭典で、談合で利益を追求した業界の暴走は許すことはできません。負の遺産を直視して、教訓を次に生かすことが大切といえます。札幌市が招致を目指す2030年冬季五輪の招致活動は、五輪談合事件でストップしたままで機運はしぼんでしまい、活動再開も見通しが立たなくなっています。

3月8日に開幕する第5回ワールド・ベースボール・クラシック(WBC)に出場する各国は、国の名誉をかけて世界一を狙っています。キャンプ地の宮崎は、ダルビッシュ有選手など豪華な代表選手を一目見ようと、全国からファンが集まっていました。3月3日侍ジャパンに、待望の大谷翔平選手もアメリカから合流して、いよいよ球春満開です。(令和5年3月吉日)

税務カレンダー

税金等の納付・
手続きはお早めに！



2023年3月

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----|----|----|----|----|----|-----|
| | | | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 |
| 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 |
| 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 4/1 |

〈1月決算会社申告書提出〉

3月31日まで

- 1月決算法人の確定申告
- 7月決算法人の中間申告（半期分）
- 消費税、地方消費税の中間申告
 - 4月決算法人 第3四半期分
 - 7月決算法人 第2四半期分
 - 10月決算法人 第1四半期分
- 1・4・7・10月決算法人及び個人事業者（前年12月分）の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
- 消費税の年税額が4,800万円超の12月、1月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告（11月決算法人は2ヶ月分）
- 個人事業者の消費税

3月10日まで

- 源泉所得税の納付
- 住民税の特別徴収税額の納付

3月15日まで

- 所得税等
- 贈与税

2023年4月

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | | | | | 1 |
| 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 |
| 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
| 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 |
| 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |
| 30 | 5/1 | 5/2 | 5/3 | 5/4 | 5/5 | 5/6 |

〈2月決算会社申告書提出〉

5月1日まで

- 2月決算法人の確定申告
- 8月決算法人の中間申告（半期分）
- 消費税、地方消費税の中間申告
 - 5月決算法人 第3四半期分
 - 8月決算法人 第2四半期分
 - 11月決算法人 第1四半期分
- 2・5・8・11月決算法人及び個人事業者（前年12月分）の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
- 消費税の年税額が4,800万円超の1月、2月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告（12月決算法人は2か月分）
- 公共法人等の道府県民税及び市町村民税均等割りの申告

4月10日まで

- 源泉所得税の納付
- 住民税の特別徴収税額の納付

4月17日まで

- 給与支払報告に係る給与所得者異動届出提出期限

4月中において市町村の条例で定める日

- 固定資産税（都市計画税）の第1期分の納付
- 軽自動車税の納付

2023年3月の経理・税務チェックリスト



3月決算の準備

□ 決算の準備にあたって、まずは決算方針を固めておきましょう。黒字見込みの場合は、翌期以降の経営資源としての内部留保や節税対策等を検討し、赤字の場合は、事業計画の見直しを検討しましょう。

年度の末日は、小口現金と現金出納帳の残高の照合をし、金種表を作成、押印するなどして、正確な数字を明らかにしておきましょう。その際、経理担当者だけではなく、管理職など複数の者によって確認照合等することが不正やミスを防ぐことにつながります。

また、実地棚卸や現金・通帳・定期預金証書などの実査、経過勘定や仮勘定の整理等は段取り良く進めておきましょう。決算時は業務が増えるため、思わぬミスが発生しがちです。税務調査でのトラブルのもとにもなってしまうので、事前に準備を進めておきましょう。

売掛金の確認と回収

□ 売掛金等の債権の回収状況は、日常的に把握しておきたいところです。特に、決算期前には、貸倒損失にするか否かの判断も必要になりますので、確認しながら完全回収に努めましょう。

確定申告の内容が間違っていた場合

□ 確定申告をして、確定申告期限内に誤りに気付いた場合は、改めて申告書等を作成し、確定申告期限までに提出しましょう。確定申告期限後に誤りに気付いた場合は、申告をした税額等が実際より少なかった場合は「修正申告」を、多かった場合には「更正の請求※」をして正しい額への訂正を求めることになります。

※更正の請求ができる期間は、原則として法定申告期限から5年以内です。

2023年4月の経理・税務チェックリスト



3月決算の事務作業

□ 3月決算法人では、決算に伴って帳簿締めや預金残高の確認・照合、試算表等の各種帳票の作成を行います。そして、決算方針などを確認し、確定した数字に基づいて決算報告書の作成等を行います。法人税・消費税の申告納付期限は、原則事業年度終了日の翌日から2ヶ月以内です。

新年度の様々な事務手続きとも重なりますので、ミスのないように段取り良く作業を進めるようにしましょう。

給与支払報告に係る給与所得者異動届出

□ 住民税の徴収方法を特別徴収で選択している事業者で、4月1日現在で昨年の給与支払報告書を提出した社員のうち、給与の支払を受けなくなった社員がいる場合には、4月17日までにその社員が住んでいる市区町村長に届出をします。

新年度の給与関係事務

□ 新年度にあたり、新入社員がいる場合には、給与計算前に「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の提出をしてもらいます。また、昇給がある場合には、基本給の変更だけでなく、基本給に応じて変更になる時間外手当や各種手当等の計算にも注意が必要です。

5月納付の源泉所得税・住民税の納付準備

□ 5月のはじめは、ゴールデンウィークによる連休でバタバタしがちです。毎月10日が納付期限の源泉徴収税や住民税等の支払には、注意が必要です。4月中に納付の準備をしておくといいいでしょう。

納税資金の確認

□ 法人は決算日から2ヵ月以内に法人税や住民税などを納付しなくてはなりません。計画的に納税資金の準備をしましょう。

会計・税務のQ&A!



テーマ 『経営者保証改革プログラム』

中小企業の経営者が事業用の資金を銀行などから借りる際、経営者個人が会社の連帯保証人となる個人保証（「経営者保証」）を求められることが多いですが、金融庁は、「経営者保証」に依存しない融資を加速させるため、経済産業省・財務省とも連携の下、【経営者保証改革プログラム】を策定しました。令和5年4月から「経営者保証」が実質的に制限されることとなります。

今後、どのような方向へ変わっていくのか「経営者保証」の概要や背景を踏まえながら、確認していきたいと思います。

◆「経営者保証」とは

中小企業が金融機関から融資を受ける際、**経営者個人が会社の連帯保証人となること**です。企業が倒産して融資の返済ができなくなった場合は、経営者個人が企業に代わって返済することを求められます。

経営への規律付けや資金調達の円滑化に寄与する面がある一方、**経営者個人が会社の連帯保証人になっていること**で、**経営者による思い切った事業展開や早期の事業再生、円滑な事業承継を妨げる要因となっている**という指摘もあります。

問題点の対策として

全国銀行協会と日本商工会議所が「**経営者保証に関するガイドライン**」を策定
(平成26年2月1日運用開始)

【ガイドライン】

下記の3つの要件の全て、または一部を満たした場合、金融機関は、要件の充足度合いに応じて、「**経営者保証**」を求めないことや、**保証機能の代替手法の活用を検討する、というもの**

- ◆**資産の所有やお金のやりとりに関して、法人と経営者が明確に区分、分離されている**
 - ・会社と経営者との間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない体制を整備（会社から経営者への貸付金や仮払金、過大な役員報酬 等）
 - ・体制の整備・運用状況について公認会計・税理士などの外部専門家による検証・結果の開示をすることが望ましい
- ◆**財務基盤が強化されており、法人のみの資産や収益力で返済が可能である**
 - ・財務状況や業績の改善を通じた返済能力の向上に取り組み、信用力を強化する
- ◆**金融機関に対し、適時適切に財務情報が開示されている**
 - ・財務状況を正確に把握し、金融機関などからの情報開示要請があったときは、資産負債の状況や事業計画、業績の見通しやその進捗状況などの情報をしっかりと説明する

- ・中小企業、経営者、金融機関共通の自主的なルールと位置付けられ、**法的な拘束力はない**。
⇒経営者保証を求めるとどうかの判断は金融機関にゆだねられる
- ・「**経営者保証**」に依存しない融資は増加傾向になったが、この仕組みが抱える課題の**根本的な解決には至らず**。



令和4年12月23日 金融庁は経済産業省・財務省とも連携の下
【**経営者保証改革プログラム**】を策定

○【経営者保証改革プログラム】○

経済産業省は、「経営者保証」に依存しない融資慣行の確立を更に加速させるため、金融庁・財務省とも連携の下、①**スタートアップ・創業**、②**民間金融機関による融資**、③**信用保証付融資**、④**中小企業のガバナンス**、の4分野に重点的に取り組む【経営者保証改革プログラム】を策定しました。

経済産業省HP参照



① スタートアップ・創業

創業時の融資において経営者保証を求める慣行が創業意欲の阻害要因となっている可能性を踏まえ、**起業家が経営者保証を提供せず資金調達が可能となるよう、経営者保証を徴求しないスタートアップ・創業融資を促進。**

スタートアップの創業から5年以内の者に対する経営者保証を徴求しない新しい信用保証制度の創設（保証割合：100%/保証上限額：3500万円/無担保） など

② 民間金融機関による融資

◆監督指針の改正を行い、保証を徴求する際の手続きを厳格化することで、**安易な個人保証に依存した融資を抑制**するとともに、事業者・保証人の納得感を向上させる。

◆また、「**経営者保証ガイドラインの浸透・定着に向けた取組方針**」の作成、公表の要請等を通じ、経営者保証に依存しない新たな融資慣行の確立に向けた意識改革を進める。

③ 信用保証付融資

◆「経営者保証ガイドライン」の要件（①法人・個人の資産分離、②財務基盤の強化、③経営の透明性確保）を充たしていれば**経営者保証を解除する現在の取組を徹底。**

◆その上で、「経営者保証ガイドライン」の要件のすべてを充足していない場合でも、経営者保証の機能を代替する手法（保証料の上乗せ、流動資産担保）を用いることで、**経営者保証の解除を事業者が選択できる制度**を創設。

◆中小企業金融全体における経営者保証に依存しない融資慣行の確立に道筋を付けるため、信用保証制度で一步前に出た取組を行う。

④ 中小企業のガバナンス

経営者保証解除の前提となる**ガバナンス※**に関する中小企業経営者と支援機関の目線合わせを図るとともに、支援機関向けの実務指針の策定や中小企業活性化協議会の機能強化を行い、**官民による支援態勢を構築。**（※ガバナンス…統治・支配・管理）

「経営者保証ガイドライン」は、中小企業への融資について、合理的な保証契約のあり方を示すとともに、保証履行時の保証債務の整理手続や経営者の経営責任の在り方、残存財産の範囲についてのルールを示しています。ガイドラインを満たす取り組みは、経営力の強化につながります。会社にも経営者にもより良い資金調達の在り方について、検討していきましょう！

詳細は経済産業省HPにてご確認下さい！

○ 電子納税証明書(PDF)の請求がさらに便利に ○

納税証明書は、金融機関から融資を受けようとする時などに提出を求められることがあります。所得税や法人税など国税の場合は、税務署に対して請求の手続きを行います。電子納税証明書(PDF形式・XML形式)の交付について、2022年9月20日から従来のe-Taxソフト(WEB版)に加えスマホやタブレットから申請ができるようになりました。ただし、納税証明書の交付請求には、申請者本人(法人の場合は代表者本人)のマイナンバーカードが必要です。

【電子納税証明書(PDF)のメリット】

国税庁HPより

- ✔ **メリット01** 税務署窓口に行く必要がなく、**請求から受取まで非対面**でできます!
- ✔ **メリット02** **手数料がオトク!** (1税目1年度あたり370円)
※書面での請求の場合は、1税目1年度1枚あたり400円
- ✔ **メリット03** 期限内であれば、書面として**何枚でも**印刷してお使いいただけます!
※コンビニエンスストアの印刷サービスを利用する場合には、別途手数料がかかります。
- ✔ **メリット04** 期限内であれば、ダウンロードした電子データは**何度でも**お使いいただけます!



【電子納税証明書のパソコンでも取得方法】

e-Tax を使って、自宅やオフィスのパソコンで納税証明書請求データを作成します。

「納税証明書の交付請求書(電子交付用)」から、PDFデータを選択し、画面表示に従い必要事項を入力し、送信してください。

- ※ 送信及びe-Tax のメッセージボックスの確認には、マイナンバーカードなどの電子証明書が必要です。
- ※ 納税証明書を作成後、e-Tax のメッセージボックスに発行準備が整った旨を通知します。



e-Tax のメッセージボックスにスマートフォンやパソコンでアクセスし、インターネットバンキング等により手数料を納付した後、電子納税証明書(PDFファイル)をダウンロードします。

電子納税証明書(PDFファイル)は、何度でもお使いいただけます。

【電子納税証明書のスマホ・タブレットでの取得方法】



上川路会計からのお知らせ

社用携帯電話導入のお知らせ



(税法) 上川路会計では、個人情報保護及び働き方改革の観点から監査担当者は社用携帯電話を使用することとしました。

連絡先として担当者私用の携帯電話番号をご登録の方は、新しい社用携帯の番号に登録変更などをお願いいたします。

監査担当者は、業務のため携帯電話に出ることが出来ない場合もございますが、折り返しご連絡を差し上げますのでご了承くださいませ。また、原則として勤務時間内でのご連絡にご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、事務所の固定電話も従来通り使用できます。



『 社会福祉法人の決算 』

講師：税理士法人 上川路会計 所長

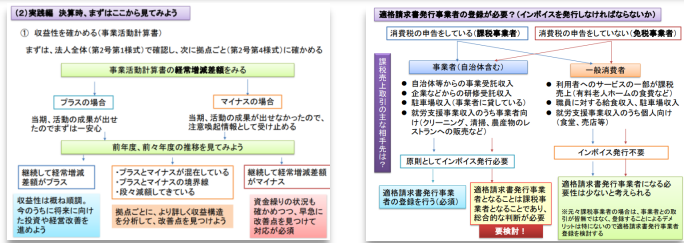
公認会計士・税理士 上川路 美恵野



令和5年2月9日（木）に社会福祉法人の決算についてセミナーを開催いたしました。決算で行うべき事項やスケジュール、計算書類の読み方、またインボイス制度との関わりについてご説明いたしました。お忙しい中ご参加くださいました皆様、誠にありがとうございました☆

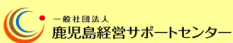
《 セミナー内容 》

- 第一部 社会福祉法人の決算実務
- 第二部 社会福祉法人の計算書類の読み方と経営分析
- 第三部 インボイス制度と社会福祉法人



決算作業を円滑に進めるために、疑問点などは早めにお問合せ下さい！

※ZOOMを使用したライブ配信、また会場での対面参加を可能にしたハイブリッド開催となりました。今後もセミナーを開催していく予定です。たくさんのご参加をお待ちしております★



第20回 KSCセミナー 接遇セミナーのご案内

マナー&コミュニケーション ~働く、学ぶ、成長する 様々な場面での対応の仕方~

- 日 時 令和5年4月12日(水) 13:30~16:30 (接続開始13:15ごろ~)
- 開催方式 ZOOMによるライブ配信
- 会 費 無料!
- お問合せ 税理士法人 上川路会計 TEL 099-252-7070 担当 福田・味園

★詳細は同封のご案内のチラシにてご確認ください!!

職員コラム

このコーナーでは、当事務所職員がひとりずつマイブームについて紹介していきます。

職員それぞれの個性を楽しんで頂ければ幸いです☆

テーマ：「お菓子づくり」



今月の担当：経営支援部 畠中 拓郎

マイブームというほどではありませんが、コロナの流行で出かけられない日が続いたことがきっかけで、4歳の娘と一緒に時々お菓子づくりをするようになりました。お菓子づくりといっても、凝ったものはなかなか難しいので、娘と一緒に作れるような、混ぜて焼くだけといった簡単なものばかりです。

ありがたいことに、今は100均に行けばディズニーなどの子供が喜びそうなドーナツ型やクッキー型が売っているので、そういったものを使えば出来上がりの見た目も簡単にかわいく仕上がります。食べる時に娘も楽しそうにしています。

時には娘の嫌いな果物などをこっそり混ぜて作ってみることもあります。

4歳の娘とお菓子づくりをしていると、下の1歳の娘も興味深々でキッチンに踏み台を持ってきて見えています。

いずれは娘2人で仲良くお菓子づくりをしてくれるようになるといいなと思います。



随想 『楽しいアカウンタビリティ』 上川路美恵野



先月末、平川動物園のサポーター感謝デーが開催され、久しぶりに動物園に行きました。

サポーター制度は、平川動物公園の「飼育環境の充実や園内の利便性向上のための費用や物品を皆さまから支援していただき、動物公園の魅力を高め、多くの皆さまに親しみを持っていただくための制度」と紹介されています。

一昨年から動物好きの娘が自らお小遣いを投じてサポーターになっていたのです。

サポーター感謝デーでは、寄附で整備した設備・備品の紹介や、動物園の取組の説明、収支報告などがありました。

以前、コアラが相次いで感染症で亡くなったため、環境改善のためにコアラ館の空気洗浄機を導入したことや、ナマケモノやリスザルの飼育舎の反射防止ガラスフィルムを設置して観察しやすくなったことなどを見学しながら説明を受けました。

また、3月9日に新たにホッキョクグマがやってきます。迎え入れの準備を進めているホッキョクグマ舎に入ることができたのは、私自身も心躍る体験でした。バックヤードには産室となる洞穴のような部屋もありました。繁殖を目指すとのことで、ホッキョクグマに鹿児島島の夏は過酷で気の毒とは思いう反面楽しみにしています。

園内のあちこちには、桜の花も咲いていて確定申告業務の最中の良い気分転換になりました。

さて、「アカウンタビリティ」という言葉があります。会計（アカウンティングAccounting）と責任（レスポンシビリティResponsibility）を合わせた言葉で、経営者が株主や債権者などの出資者等に対して、資金の使い道を説明する「会計説明責任」のことをいいます。

この責任は、会社だけではなく、公益法人など様々な事業体で要求されます。むしろ、寄附や助成金など対価性の無い収入、公的な資金（税金）を財源とする収入が主体の非営利法人ではより、その責任が重いといえるでしょう。

出資、貸付、寄附、助成など名目は様々ですが、何らかの期待を込めてお金を出し、事業者は、誠実にその負託にこたえ経緯や結果を計算書類や事業報告書の形で説明する。出資者は、その結果を評価してその後の取引の継続について検討する。この相互の信頼関係が成り立ってこそ円滑に事業が進みます。

最近では、社会起業の機運の高まりやクラウドファンディングによる資金調達なども増えてきていて、個人も自分たちの社会のより良い未来のためにお金を出す機会が増えているように思えます。お金は出してモロは出さず、は通用しませんし、お金を出した以上、その結果を見届ける義務があるのです。

アカウンタビリティ（会計説明責任）という重々しく堅苦しく聞こえますが、今回のサポーター感謝デーも、平川動物公園の会計説明責任を果たす一つの方法として行われたものです。

日頃、仕事で接するのとは異なる形でのアカウンタビリティであって、自分達が付託した成果を見守るのも楽しく嬉しいものだと思えて感じた春の一日でした。

ホッキョクグマ舎



美恵野

万物の昼寝の時間春日向

連絡先：税理士法人 上川路会計

■本店 下荒田事務所

〒890-0056 鹿児島市下荒田4-1-9
Tel 099-252-7070 FAX 099-252-6400

■支店 甲南永山事務所

〒890-0052 鹿児島市上之園町14-11
Tel 099-255-3898 FAX 099-255-1992

■支店 名山町鹿児島ビル事務所

〒892-0821 鹿児島市名山町1-3鹿児島ビル4F
Tel 099-223-3465 FAX 099-223-4348

URL <http://kamikawaji-kaikei.com/>

上川路会計

検索

編集後記

3月に入り、少しずつ暖かくなってきました。この時期になると花粉症で大変な思いをされている方が周りに多くなり、天気が良い風の強い日はとても心配になります。

花粉症患者は年々増加しており、その原因のひとつとして、戦後に植えられたスギの木が成長し、潜在的な花粉生産能力が高い状態になっていることや温暖化の影響で飛散量の増加している事が上げられるようです。基本的なことですが睡眠をよく取り、規則正しい生活を送ることで免疫機能を保って悪化を防ぎましょう。

編集委員 上川路美恵野 奥山 清水 関 鶴田 畠中(由) 横山

ご相談は上川路まで

税務や会計、経営や保険などについて、分からないことがあれば上川路会計にご相談ください！

また、お知り合いに開業予定の方がいらっしゃいましたら是非ご紹介ください！！

